

件名	愛媛県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
主管課	道路維持課
根拠法令等	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年12月18日公布、平成15年10月1日施行）、同法施行令（平成15年6月27日公布、同年10月1日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令により道路法施行令の一部が改正されることに伴う規定整備</p> <p>道路の占用料について、別に定め、又は徴収しないことができる占用物件について規定している第2条第3項第3号についての所要の改正</p> <p>日本鉄道建設公団が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設</p> <p>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設</p>	
施行日	公布日
<p>【その他参考事項】</p> <p>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の概要</p> <p>「特殊法人等整理合理化計画」の一環として日本鉄道建設公団を解散し、その事業を徹底して見直した上で残る事業を新たに設立される独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に承継するもの。</p>	